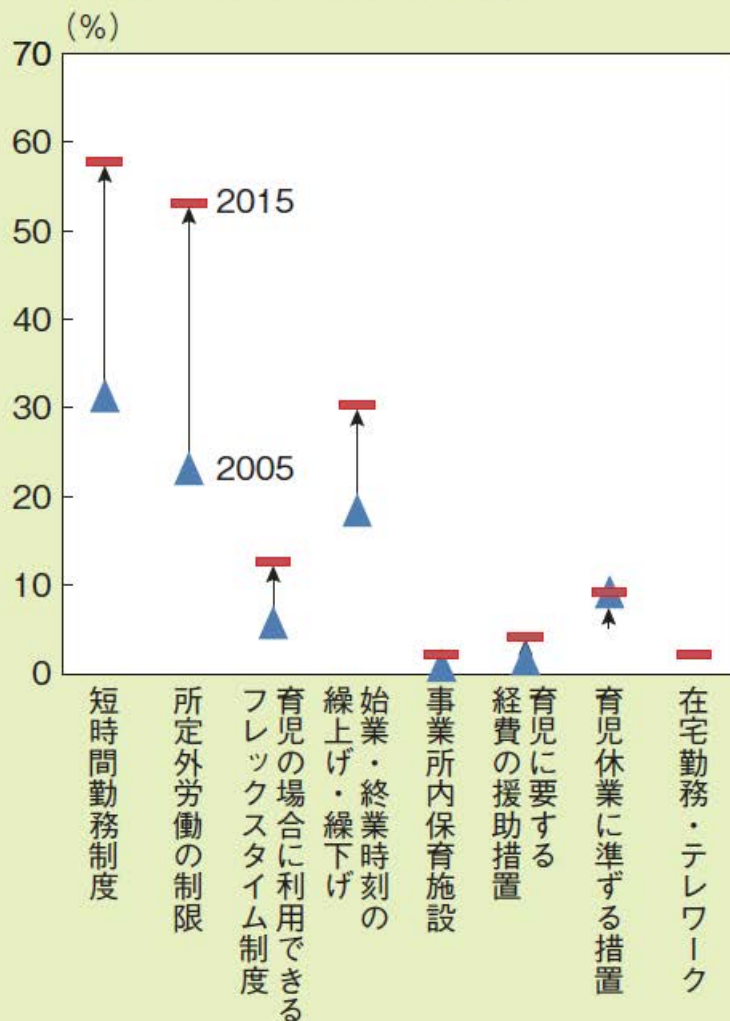


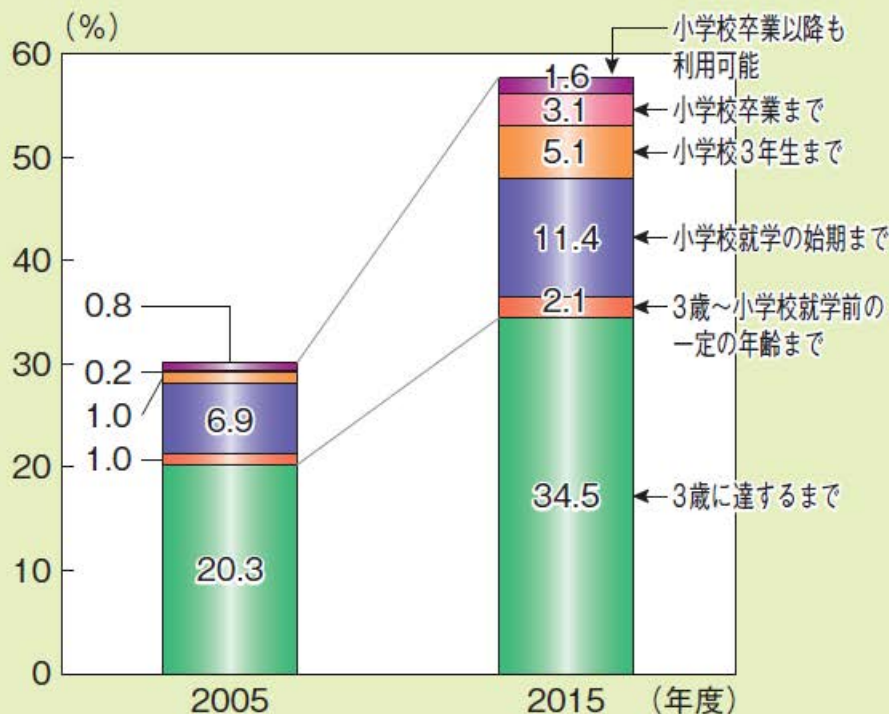
第2-2-14図 育児のための多様な労働時間制度

短時間勤務制度の導入は広がっている。

(1) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無



(2) 短時間勤務制度の最長利用可能期間別割合



(備考) 1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。

2. (1) では、2005年と2015年において調査項目が若干異なることから、「所定外労働の制限」については、2005年では「所定外労働の免除」、「育児休業に準ずる措置」については、2005年では、「1歳以上の子を対象とする育児休業」をさすものとしている。